

KODAK Color Control Patches

© The Tiffen Company, 2000

Kodak LICENSED PRODUCT

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

江戸開物社



西洋雜誌

逐月刊行

卷四

西垣文庫
文庫 10
7315
4



特 文庫10
7315
4

西洋雜誌卷四

楊江漢夫輯錄

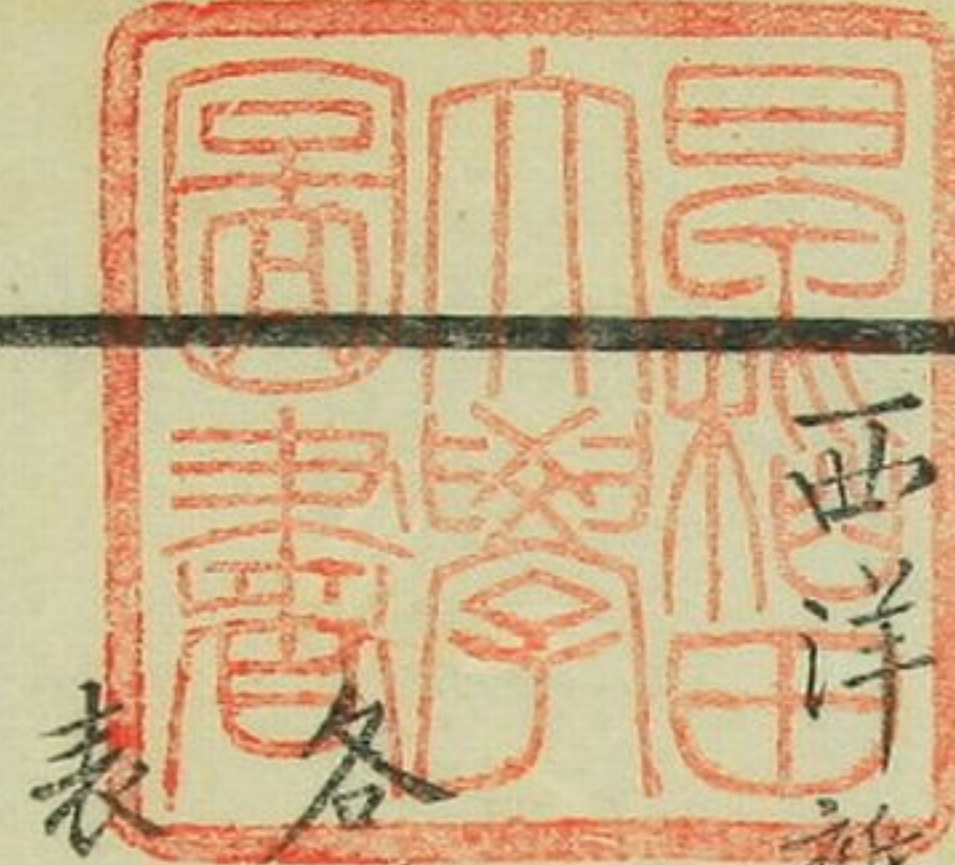


表 各國在位帝王の名并子即位の年曆略



大日本 今上皇帝御諱睦仁^{ムツヒト} 慶應三年
御即位あり

清朝 同治帝 文久二年即位

フランス帝 口ウ井スナ。ホレオン 嘉永四年即位



オロヤ帝 アレキサンドル第二 安政二より
イギリス女王 ヒクトリヤ 天保八より
アメリカ聯邦 合衆 大統領 ジョージソン 慶應二ヨリ
オーストリヤ帝 フランシス ヨーゼフ 嘉永元ヨリ
プロイス王 井ルムオ一 文久元より
イスパニヤ女王 マリヤ、イサベルラオ二 天保四
ポルトガル王 ロウ井スオ一 文久元より

トルコ帝 アブズル、アジズ 文久元より
オランダ王 井ルムオ三 嘉永二より
ベルギー王 リオポルドオ二 慶應二より
ローマ法王 ピウスオ九 弘化三より
イタリヤ王 ヒクトル、イマニウル 文久元より
ギリシヤ王 ジオルジョオ一 文久三より
ズエーデン及ノルワイ王 チャルレスオ十五 安政
六より

テ子マルク王キリスチヤン第九 文久三より
ス井ツス各合衆國あり 鈔領無し

ゼルメン諸國去年プロイスの戦争より南北二部
に分る其大略西洋各國一覽表圖の末に記
せり尚詳あること次巻に記せざる

○北部同盟國 プロイスを盟主とす

サクセン王 ジョワン 安政元より
メクレンブルク、ハスエーリン公 フレデリキ、フランス 天保

十三より

オルデンブルグ公 ニコラーズ 嘉永六より

サクセン、ウエイマル公、キヤルレス、アレキサンドル 同上
メクレンブルグ、ストレリツ公、フレデリキ、井ルレム

景延元より

ヘスセン、カスセル公、フレデリキ、井ルレム 第一弘化四ヨリ

ブロンス井ク公、井ルレム 天保二より

サクセン、メーニンゲン公、ベルナルド 即位の年未詳

サクセン、ゴブルグ、ゴツタ公エルンスト弟二 弘化元より
アンハルト、デッサーウ、ケテン公リオポルト、フレデリキ
文化十四より

サクセン、アルテンブルグ公エルンスト、フレデリキ
嘉永六より

アンハルト、ベルンブルグ公アレキサンデル、チャルレス
天保五より

ワルデック侯ジオルジ、ヒクトル 弘化二より

リッペ、デトモルド侯ポウル、フレデリキ 嘉永四より
スワルスブルグ、ソンドルツウセン侯フレデリキ、チャル
レス 天保六より

スワルスブルグ、ルデルスタット侯フレデリキ、ギンデル
文化四より

リウス、スレーツ侯ヘンリー弟二十九 安政三より
シャウモンブルグ、リッペ侯ジオルジ、井ルム 文化四より
リウス、グレイツ侯ヘンリー弟廿二 安政六より

○南部同盟國

バイエレン王
マキシミリアン第一
嘉永元より

ユルテムベルグ王
フレドリク第一
文化十三より

バーデン公
フレデリク
安政三より

ヘスセンダルムスタット公
ロドウィグ第一
嘉永元より

リキセンブルグ公
カール第一
之を兼ね是

市北部の存り
併し
會學に加はりしや否

未詳

南アメリカ州ブラシル帝
ペドロ第一
天保二より

エジプト王
イスマイル
文久三より

エジプトを元トルコに属は其王爵を巴札パサと稱

を文久二年トルコを離れ
獨立を爲す

其他の
洩れぬを
追て後卷に記すべし

○褒功私説
神田孝平述

西洋諸國の
パテントといふ事あり
譯され

が褒功法といふ事あり
アメリカは合衆國

あはけ設け殊に盛りして國教于舊功院と
稱する一大役所を設け國中はパテント事務
を掌らし先王内事務宰相の支配より今其制
度を考ふるに譯し舊功法とりつゝも
軍功政績ホを褒賞するの謂もあはれし妙術
奇器等を新し貴めし功を賞するのこは係
り蓋し妙術奇器等の事と末技子属する
に似たりとも百工は事是を以て中とせざる

者なりれど即ち其貴め功を以て民を開き國
を富むの本源とも稱すべき存り西洋并合元
本ホリと悉くパテントを及らるも専ら右の由縁
とアハル

我嘗てより我邦人民の風習を凡そ古より法
の技藝を好まざるも此を然とも今是を
西洋人の手係ははれば大に及ぶる所なる
に似たり西洋人の技藝を講究するを以て

又父志を起して果さざれば子之を継ぎ其
子志を得ざれば孫中々之を継ぎ遂に成業
は即ち止むるを以て俄に之を以て
我邦人の風智とお異なる者ならん如く
其能く計の如く刻苦を所以を察せれば
あるに任じば只パテントの設あるに
さればパテントの必要なるおと弊を
所をれど何卒主我度を詳し取調
し

いづれも如何せん其書甚く得て偶々之
りても固陋淺学の弊は解さざるは
く之は為る志を忠告して其が退く
て此頃より少くは所あるが如く
之は基きり私説を敷衍し解り爰は
述ぶ
凡そ新器妙術等を深習するは
所をれば其土俗分ちて其心力を

ありては功を傾きしめて嘗て悔ひざる者あり
斯くて後世に傳ふる所ありてありて其事他人の
學がよき極の事なれば必用なくして死するも新
の事一學ありあきなりなり其なり忽ち世より流
傳へ糾むの發明を一人といふも元手をもたず
一得たる者止りて之を以て許すの利益をば
者ありなり況や新發明をば其程の人の多くは
尤も之に性より自ら悔を樂くと能くしん履り

利権あるもの、寵給を受け其業貴がれを身
半ざれどききしと有切の人よりと時人癖人亦の
機を被ったる者なり是皆技藝を愛するの政を
起故より作り作併又技藝を愛さんとし新發明
の事あり毎之を褒賞されば櫻よ新事を御ひ
各用の技を挿し褒賞を徴せんとするよき事
されば技藝のよりハ褒賞の政をすれば毎き事
其弊あり有は必有り付し解あり者あり然るを

有正の智遠當の宜を得て坐して流弊の生さず
き憂をたれと只パテントの法のみならず是は法の
善く萬國之行もれて愈熾んある所以とんり
扱其法とんりも先づ國都に之を尊ぶべき一
收所を定むる國中に新考の發明あるごとく真
を收所より画けし味を授けしむる所收所
りて味を爲との法も色々の法なるも
あれど先づ徳射奇のそやを分つて三大類と

第一の中一と其國未考者のそやを發明せし者
第二の他五と發明せし者を始て自國に學
び傳へしもの第三の古來有來のそやと改めし加
へたる者あり右の三類は終つて新法の等級を
定め且そ五年と何程より功用を幾何とんり
を鑑定し而して後五年年限を定め右年限の
内發明せし者を其例又も其器の株を所
之より中繼を與へ收所の権を以て之を保護し

年限中も株主の許の外も余人をして安ん
之を假し為ると欲得せしめば蓋年限を以て
擇む良法のいつ中もと普く國中に廣くしご
るを誘りて形り又年限の長短ハ株主の元手
を不戻し勞を續かす所の利分を以てき來月
を計りて之を定むる也
（蘭人ハラタマ曰或も
十年或も百年定法あり鉄道の如きも凡そ
百年を期とし今硫酸局を日本に作らば政府

堅固より五年又水がれば之を欲せんと又
役所より之を濫獲し遂に形も株主より
お金の運上を不立とあり又株主の外に
其多しを假しんと形も者らも株主へ熟語し
若干の揚錢を納め株主の許を賣るとも
よりその他役所より年々の新發明を悉く
記録し年々形りて其より公布する形り
是をパテントの制度の大畧と西洋并合元國等

右の通の制度なる故に一事を發明し又も
傳習し好む者あれば大なる利を得る事あり
依りて國中人民譽て憤勵し次第に材藝を闡
富玉の源ともあるにあり方今我邦の人民材
藝は於てハ殊西洋人不及ざる者ありと雖一旦
西洋の法を倣ふパテントの制度を設けし人民
の材藝俄と上達する事あり假令英國未嘗有の
發明を爲すも能むべしと西洋人の是を爲し

置きしことを學び傳ふる程の事ハ容易なるべし
西洋人數百年の苦心力を費して發明せし事
を今容易と學び傳ふる事誠得も世の法ハ所謂
濕多しと粟を掘むの形を是程利益ある事あり
且試と一例を挙げて之を云ふハ近頃横濱に異
人より写真鏡の法を傳習し來る者あり其内實
を委して知れども大槩を察するに條程の元を
を費ししなり其後都下にも其法を傳ひ

以て一時の祥符ありしを年程回洲を傳ふるも
徳所は出来し初て傳へし者も後又倣ひりものも
回和よりありて初て傳へし者も格別の利益も
ありし傳へし者も然るも家初より
パテントの法ありし第一は傳習せし者は其株を
許し其十年限の者も余人の其技は雷同する類
禁ざらるべし然る時も其者元を版戻せしむ
す数多の利益を収むるを得べし斯く利益を

専らふむるを得キしむるも其第一は傳習せし
功は報る所あり叔右の如く第一は傳習せし
者も数多の利益の帰るを見れば他人も我一同
競て新術を傳へしんと類然し是より前人の
跡を踐むるを厭せし彼写真鏡を傳へしは我の
傳信様を傳へし我の時辰儀を造る法を習
はんふどく進むるは初は賣人知り出入する者も
ても何事そ善き事を覺へんと遠るなく心を

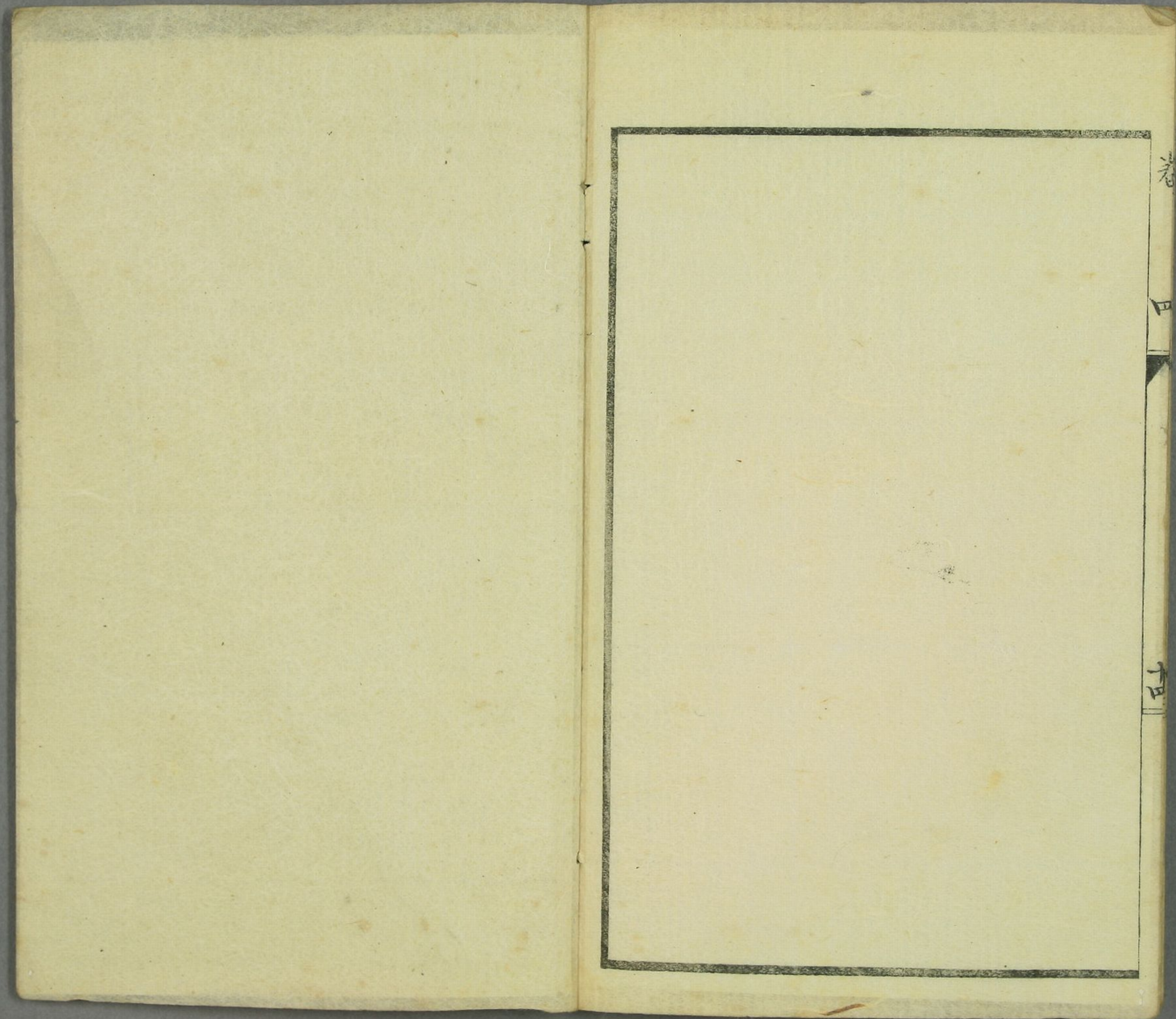
留まらぬより行り様々の妙法を借るるに如く
 且役所の保獲らりてお違ふく利分を収むべき
 足込下りバ擔を般らて大金を出し或は悪氣
 様園を買取らんと思ひ立ち或は造船の法を學
 るんと企つる者ある下り世間の風習此の如くよ
 ば數百千人を擧げて修習を命じたるよりも揚
 べり且又何事お限らば莫大の利益なること
 一方は害の生ぜざるをなれば遽に之を止むが

然るに此ハテナントの法は於て右に論する通利量
 の莫大あるを以てし常て一害の生ぜざるを
 見んと實に國を富し民を開くの政を以てしたるを
 んと稱しは是れ過ぐるの良法教あるべしと覺
 へざるを以てし
 扱又此法を以てしたるより前に於てハ前にも
 如く先づ國都に之を取扱ふべき役所を設けざる
 處よりハ依りて又此法を以てしたるは是れ

振合といふ方今の名目といふ我開成所なり
 遠き其の役所の水ぎまぐりと云われは行幸我
 開成所といふ法法を兼修せよと云ふ所の

命はらんを密り葉ふあり守りまゝ世間よ技
 藝の日よ感あるは修む開成所も自ら感ある
 然りと雖も開成所といふ是を掌りしと云ふ
 強ち論まじと程も水ぎまぐりの局にて掌り
 名支らるる一ければ只了成文速よ此法のけり

まゝて奇畧妙術の國中に開け民生日用の助と
 あり國家の源ともなむとを編り希む
 望むふらん



卷

四

四

